

青森市総合計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市総合計画審議会条例（平成17年青森市条例第235号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、青森市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 審議会は、委員20人程度をもって組織する。

(分科会等の設置)

第3条 審議会に、条例第2条に規定する市の総合的なまちづくりに関する計画（以下「総合計画」という。）について専門的に調査審議させるため、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の調査審議事項は、当該分科会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	調査審議事項
第1分科会	産業・雇用、観光及び農林水産業に関する事項
第2分科会	子育て支援、スポーツ、健康づくり、障がい者福祉、高齢者福祉、男女共同参画及び防災・雪対策(地域防災・克雪体制)に関する事項
第3分科会	文化、市民協働、まちづくり、防災・雪対策(都市基盤整備・除排雪)及び環境に関する事項

- 2 審議会に、前項に規定する分科会を総括・調整させるため、総括分科会を置く。
- 3 前項の総括分科会は、審議会の答申書を起草し、及び人口・経済等に関する事項を調査審議する。
- 4 審議会会長は、第1項又は前項に規定する事項以外の事項を調査審議させるため、必要があると認めるときは、その他の分科会を置くことがある。

(分科会の委員等)

第4条 前条第1項に規定する分科会の委員は、審議会に属する委員のうちから、審議会会長が条例第6条第1項の会議（以下「審議会会議」という。）に諮って指名する。

- 2 前条第1項の表に掲げる分科会ごとに分科会会長を置き、当該分科会の委員のうちから、審議会会長が審議会会議に諮って指名する。

3 分科会会長は会務を総理し、当該分科会を代表する。

(総括分科会の委員等)

第5条 第3条第2項に規定する総括分科会の委員は、審議会会長及び前条第2項の規定により置かれる分科会会長をもって充てる。

2 総括分科会に総括分科会会長を置き、審議会会長をもって充てる。

3 総括分科会会長は会務を総理し、総括分科会を代表する。

(会議)

第6条 分科会及び総括分科会の会議については、条例第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会及び総括分科会」と、「会長」とあるのは「分科会会長及び総括分科会会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会並びに分科会及び総括分科会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年10月3日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、条例第4条第2項に規定する委員の解嘱の日限り、その効力を失う。